

吉川地域における
施設一体型小中一貫校基本構想（案）

令和7年7月
三木市教育委員会

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 小中一貫教育総論 | |
| 1 小中一貫教育とは | 2 |
| (1) 小中一貫教育のねらい | 2 |
| (2) 小中一貫教育の形態 | 2 |
| (3) 本市が目指す小中一貫教育 | 2 |
| 2 小中一貫教育グランドデザイン及びこれまでの主な取組状況 | 3 |
| (1) 小中一貫教育グランドデザイン | 4 |
| (2) これまでの主な取組状況 | 5 |
| 第2章 吉川地域の学校の現状及び特色ある教育実践 | |
| 1 吉川地域の学校の沿革及び統合の経緯 | 6 |
| 2 吉川地域の学校の現状 | 6 |
| (1) 児童生徒数 | 6 |
| (2) 各校における目指す児童生徒像 | 6 |
| 3 吉川地域（小中一貫教育実践推進校）の特色ある教育実践 | 7 |
| (1) 学校間の交流活動及び地域教材を生かした学び | 7 |
| (2) 「地域とともにある学校」づくりの推進 | 7 |
| 第3章 目指す学校のコンセプト | |
| 1 学校の概要 | 8 |
| (1) 設置形態 | 8 |
| (2) 管理職 | 8 |
| (3) 教職員組織 | 8 |
| (4) 児童生徒数及び学級編成 | 8 |
| (5) 目指す児童生徒像と付けさせたい力 | 9 |
| (6) 大切にしたい教育内容 | 9 |
| (7) 効果的な教育課程の編成 | 9 |
| (8) 特認校制度の導入 | 10 |
| 第4章 設置する学校の整備方針 | |
| 1 建設の基本方針 | 11 |
| (1) 学びが広がる学校環境 | 11 |
| (2) 快適で利便性の高い学校環境 | 11 |
| (3) 地域への愛着と誇りを感じる学校環境 | 11 |
| (4) 安心・安全な施設環境 | 12 |

| | |
|-----------------|----|
| (5) 環境に配慮した学校施設 | 12 |
| 2 施設概要 | 12 |
| (1) 施設規模 | 12 |
| (2) 整備を予定する主な施設 | 12 |
| (3) 特色ある施設整備 | 13 |

第5章 学校用地及び整備スケジュール

| | |
|-----------------|----|
| 1 学校用地の選定 | 14 |
| 資料1 | 15 |
| 資料2 | 16 |
| 2 建設形態 | 17 |
| 3 建設に関するスケジュール | 17 |
| 市の上位計画・関連計画との関係 | 18 |

はじめに

近年、児童生徒数の減少は全国的にみられ、本市においても例外ではありません。特に吉川地域では、市町合併当時の平成17年度と令和6年度を比較すると、児童生徒数は約3分の1以下に減少しており、学校の小規模化が進む傾向にあります。

こうした少子化や社会環境の変化等により、多様な人間関係の構築や豊かな経験による、学びの積み上げが困難になってきています。

そこで、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備を目指し、令和元年度に「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」を策定しました。その後、令和3年度から2年間をかけて、吉川地域の4小学校を統合しました。

また、令和4年度に発足した「三木市小中一貫教育推進協議会」において、現在、市内全校で取り組んでいる小中一貫教育や今後の学校再編の方向性について協議を重ねるとともに、令和5年1月に同協議会から受領した「三木市小中一貫教育推進に係る意見書」において、施設一体型小中一貫校の導入意義や施設整備着手の方向性等について意見をいただきました。

加えて、令和5年5月の総合教育会議において、よりよい教育環境の整備と小中一貫教育の更なる質の向上を目指し、吉川地域に本市初となる施設一体型小中一貫校の設置方針の決定がなされました。その決定を踏まえ、地域住民をはじめ、就学前児保護者や小・中学校のPTA等の代表で組織する地域協議会や教職員の代表からなる教職員部会等で新たに設置する学校の在り方について協議し、検討してきました。

これらのことを踏まえ、市教育委員会として吉川地域に設置する施設一体型小中一貫校における教育の基本的な考え方や施設整備等の在り方を基本構想としてまとめます。

経 過

| 年 度 | 内 容 |
|-------|---|
| R1.10 | 「三木市市立小中学校の学校再編に関する実施方針」を策定する。 |
| R3.4 | 中吉川小学校、上吉川小学校、みなぎ台小学校の3小学校を統合し、「吉川小学校」が開校する。 |
| R4.4 | 「東吉川小学校」と「吉川小学校」が統合する。 |
| R4.6 | 「三木市小中一貫教育推進協議会」が発足する。 |
| R5.1 | 三木市小中一貫教育推進協議会から「三木市小中一貫教育推進に係る意見書」を教育委員会が受領する。 |
| R5.5 | 「総合教育会議」において、吉川地域に施設一体型小中一貫校を設置する方針が決定する。 |
| R5.10 | 「吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会」が発足する。 |
| R6.4 | 「吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る教職員部会」が発足する。 |

第1章 小中一貫教育総論

1 小中一貫教育とは

小中一貫教育とは、小学校と中学校の9年間の義務教育を単なる前後期としてではなく、連続した一体の教育課程として捉え、子どもたちの発達の連続性に応じた教育を展開するものです。

小学校と中学校では、児童・生徒の発達段階や生活環境の違いに応じて、教育内容や指導体制、学校文化が異なります。そのため、単に組織を一体化することや制度を整えるだけでは十分ではなく、義務教育9年間の連続性を踏まえた教育内容の質的充実が重要です。

(1) 小中一貫教育のねらい

約20年前から少子化に伴う子どもを取り巻く環境の変化をはじめ、子どもの心身の発達の早期化や中学校入学後に学習や生活の環境の変化に対応できず、学力低下やいじめ、不登校などのいわゆる「中1ギャップ」等の課題が顕在化するようになりました。

そこで、全国の小・中学校においてこれらの課題に対応するため、「小中連携教育」に取り組んできました。

現在は、小学校と中学校の連携にとどまらず、義務教育9年間を一体的に捉え、学び（学習面）と育ち（生活面）の連続性を重視した「小中一貫教育」が重要視されています。

小学校・中学校の教員が各発達段階における課題を共有し、9年間をつなぐカリキュラムを通して解決への取組を進めます。

(2) 小中一貫教育の形態

小中一貫教育の基本的な形態には、大きく以下の2つがあります。1つは、一人の校長の下で一つの教職員集団が9年間を通して一貫した教育課程を編成・実施する「義務教育学校」の形態です。

もう1つは、小学校と中学校が組織としては独立しながらも、義務教育学校に準じる形で連携し、一貫した教育を行う「小中一貫型小・中学校」の形態です。

(3) 本市が目指す小中一貫教育

本市が目指す小中一貫教育とは、本市の教育理念を踏まえ、中学校区で義務教育9年間を見通した「目指す15歳の姿」を掲げ、保護者や地域と力を合わせ、小・中学校が一体となって子どもの豊かな学びと育ちを創造していく教育活動です。

本市・吉川地区で現在構想を進めているのは、「義務教育学校」型の小中一貫教育であり、9年間を通した教育課程の一体的な編成と、教職員の組織的な連携を基盤に、子どもの学びと育ちをより深く支えていくことを目指しています。

2 小中一貫教育グランドデザイン及びこれまでの主な取組状況

(1) 小中一貫教育グランドデザイン

小中一貫教育の目的や意義を明確にし段階的に推進していくため、令和3年12月に「小中一貫教育グランドデザイン」を作成しました。小中一貫教育を通じて育成すべき資質や能力等に関する考え方について構造的にまとめています。

グランドデザインでは、9年間の学びの積み重ねによって、「予測困難な未来を生き抜くために必要な『主体性』『協働性』『創造力』を身に付けた15歳」の育成を目指すこととし、その取組の3つの柱として「未来を創る学力」「共に生きる力」及び「健やかな心と体」を設定しています。

また、本市は豊かな教育資源に恵まれていることから、家庭や地域と連携した体験的な学びを推進しています。

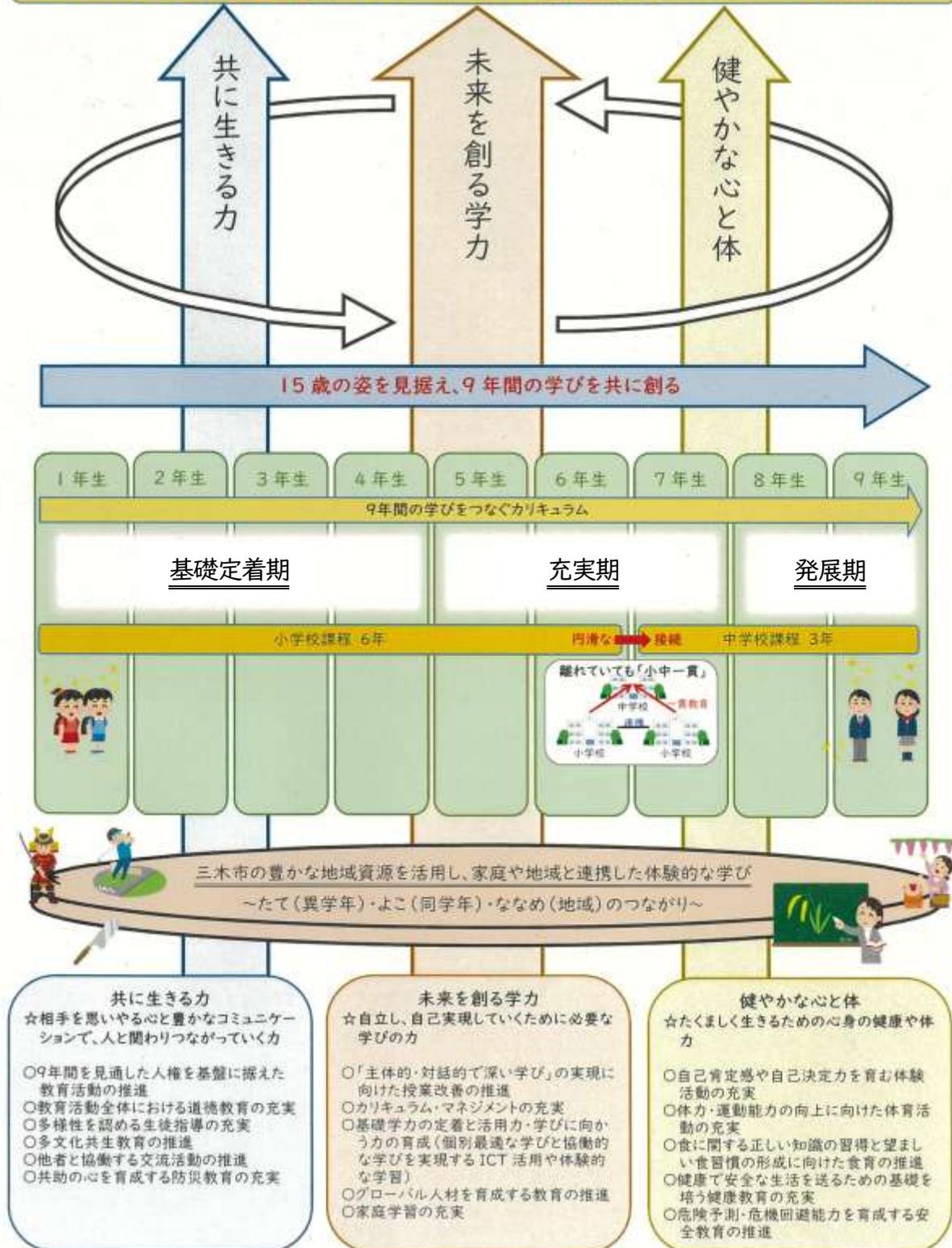
令和5年度からは、コミュニティ・スクール^(※1)（学校運営協議会制度）を順次導入しており、小中一貫教育グランドデザインに基づく教育活動の更なる充実を図っています。

※1 学校と保護者や地域住民が共同で子どもたちの成長を支える「地域とともにある学校づくり」を目指す仕組みです。

三木市小中一貫教育 グランドデザイン(基本理念)

三木市のめざす 15歳の姿

自ら考えて行動する子(主体性) 協力し合って成し遂げる子(協働性) 新たな価値を創り出す子(創造力)



(2) これまでの主な取組状況

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>令和3年度 (研究推進期間)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育グランドデザインの作成 ・小・中学校教員交流研修の開始 ・講師招聘による専門研修講座の開催 ・教員向け小中一貫教育通信の発行 ・先進校等視察 |
| <p>令和4年度 (研究推進期間)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校教員交流研修 ・講師招聘による専門研修講座の開催 ・教員向け小中一貫教育通信の発行 ・中学校区における「目指す15歳の姿」の作成 ・小中一貫教育実践推進校の指定（吉川地域、別所地域） ・大学教員による小中一貫教育アドバイザーの指定 ・小中一貫教育推進協議会の発足 ・小中一貫教育ワーキンググループの発足 ・先進校等視察 |
| <p>令和5年度 (小中一貫教育移行推進期間)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校教員交流研修 ・講師招聘による専門研修講座の開催 ・教員向け小中一貫教育通信の発行 ・9年間を見通したカリキュラムの素案作成（令和5・6年度） ・小中一貫教育実践推進校による実践の深化充実 ・小中一貫教育ワーキンググループによる研究 ・先進校等視察 |
| <p>令和6年度 (小中一貫教育移行強化期間)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校教員交流研修 ・講師招聘による専門研修講座の開催 ・教員向け小中一貫教育通信の発行 ・9年間を見通したカリキュラムの素案作成（令和5・6年度） ・小中一貫教育実践推進校による実践の深化充実 ・小中一貫教育ワーキンググループによる研究 ・中学校区教科部会の活性化 ・先進校等視察 |

第2章 吉川地域の学校の現状及び特色ある教育実践

1 吉川地域の学校の沿革及び統合の経緯

吉川地域では、中吉川小学校、東吉川小学校及び上吉川小学校の3小学校区において130年近くにも及ぶ長い年月にわたって教育が行われてきました。そのような中、中吉川小学校区内に新たに開発された住宅地（みなぎ台）に居住する児童の教育に対応するため、平成11年にみなぎ台小学校が誕生しました。

それぞれの地域の特色を生かしながら教育活動を行ってきましたが、近年、児童数の減少により各小学校の小規模化が急激に進んだため、令和3年度に中吉川小学校、上吉川小学校及びみなぎ台小学校を統合し、みなぎ台小学校の地に「吉川小学校」が誕生しました。令和4年度には東吉川小学校が加わり、吉川小学校が全吉川地域の小学校教育を担っています。

一方、中学校については、昭和33年に東吉川中学校、中吉川中学校、上吉川中学校の3中学校の統合により誕生した吉川中学校に町内全域から生徒が集い、教育活動を展開しています。

2 吉川地域の学校の現状

令和7年度の児童生徒数は次に示すとおりで、小学校は統合してもなお小規模な学校となっています。児童は徒歩又はスクールバスで、生徒は徒歩又は自転車で登下校しています。

(1) 児童生徒数（令和7年5月1日現在）

- ・吉川小学校（通常学級7、特別支援学級3、児童数184人）
 - ・吉川中学校（通常学級3、特別支援学級1、生徒数 89人）
- 合計273人

(2) 各校における目指す児童生徒像

吉川中学校（目指す15歳の姿）

- 【主体性】自ら課題を定め、見通しを持って自分を高める生徒
- 【協調性】自他を認め合いながら、より良い方向性を見出そうとする生徒
- 【創造力】柔軟な発想で変化をとらえ、新たな可能性を広げる生徒

吉川小学校（目指す12歳の姿）

- 【主体性】何事にも前向きに挑戦し、自分で考え行動できる児童
- 【協調性】対話しながらより良い方向性を見出そうとする児童
- 【創造力】目標や夢をもち、先を見通しながら粘り強く努力する児童

3 吉川地域（小中一貫教育実践推進校）の特色ある教育実践

(1) 学校間の交流活動及び地域教材を生かした学び

1 小学校1 中学校の校区は、学校数の多い他の中学校区と比べて児童生徒の交流や教員の協働に取り組みやすいという利点を生かし、令和4年度から吉川小・中学校を小中一貫教育実践推進校（市内では2 中学校区）に指定しました。教員が教育活動に取り組む中で、実践推進校ならではの小中一貫教育の意義を明確化し、その成果や課題を明らかにしていくことを目的としています。

学校間の連携・協働体制が強化されたことで、合同研修会等を通じて教員間の情報共有が盛んになり、相互乗り入れ授業をはじめ児童生徒間の交流活動等が充実しています。

また、継続的に多様な体験活動を行っており、特に地域の豊かな教育資源を最大限に活用しながら、黒豆やぶどう、いちごなどの農産物の生産体験をはじめ、ゴルフ体験や環境保全活動、伝統文化体験等が進められています。

今後、小中一貫教育を進めていく上で、それぞれの学校で取り組んでいる活動内容を整理・精選していくとともに、9年間を一体的に捉え、つながりのある教育活動に再編成していく予定です。

(2) 「地域とともにある学校」づくりの推進

令和5年度からは、吉川小・中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入され、学校と地域住民などが力を合わせ、子どもたちのより良い環境づくりに取り組む「地域とともにある学校」を目指しています。

地域の自然環境の保全活動をはじめ、地域学習に関する様々な学習支援など、地域の豊かな教育力を生かしながら子どもたちの学びと成長を支えています。

第3章 目指す学校のコンセプト

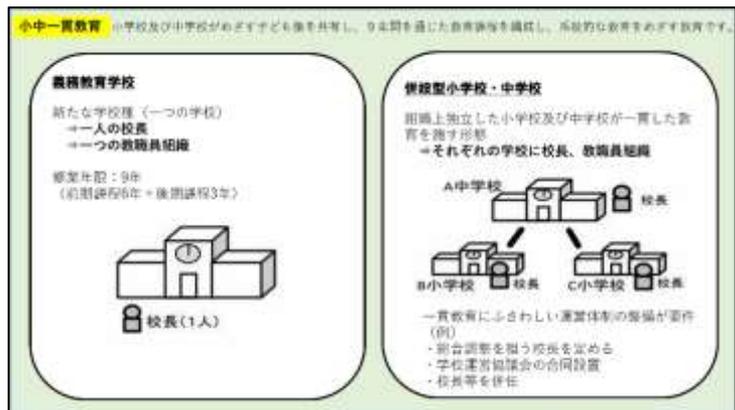
1 学校の概要

(1) 設置形態

吉川小学校と吉川中学校が統合した施設一体型の義務教育学校 ※1)

(2) 管理職

校長 1人
教頭 2人 (前期課程・後期課程) ※2)



文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」を参考に作成

※1 「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、小学校6年間と中学校3年間の義務教育を一つの学校で一貫して行う学校。

※2 義務教育学校における「前期課程」と「後期課程」はそれぞれ小学校課程6年と中学校課程3年に相当し、義務教育の9年間に区分する際に用いられます。

| 名称 | 現在 | 義務教育学校 |
|-----|-------|--------------|
| 小学校 | 1～6年生 | (前期課程) 1～6年生 |
| 中学校 | 1～3年生 | (後期課程) 7～9年生 |

(3) 教職員組織

| 区分 | 教職員数 (単位:人) | | |
|------|-------------|----|----|
| | 前期 | 後期 | 合計 |
| 校長 | | 1 | 1 |
| 教頭 | 1 | 1 | 2 |
| 教諭 | 9 | 8 | 17 |
| 養護教諭 | 1 | 1 | 2 |
| 栄養教諭 | | 1 | 1 |
| 事務職員 | 1 | 1 | 2 |
| 計 | | | 25 |

(4) 児童生徒数及び学級編成【令和12年度想定】

(住民基本台帳によるR7.3.11現在の子どもの人口)

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 特別支援学級 | 合計 |
|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|-----|
| 児童生徒数(人) | 32 | 15 | 27 | 14 | 27 | 21 | 35 | 30 | 29 | | 230 |
| 学級数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | ※4 | 13 |

※特別支援学級については開校時の対象児童・生徒数により決定されるが、全部で4学級を想定し設置する。

(5) 目指す児童生徒像と付けさせたい力

| 目指す児童生徒像 | 付けさせたい力 |
|--|--------------------------------|
| 夢や希望を実現するために努力し、自分らしく生きていくために自ら考え、行動する児童生徒 | 自己実現に必要な基礎・基本となる学力、自立し自ら学ぶ意欲など |
| 多様な他者とつながり、思いやりのある心豊かな児童生徒 | 豊かな人間性、人と関わる力（コミュニケーション力）など |
| 困難に適切に対応するしなやかで強い心と身体を持った児童生徒 | たくましく生きるための心身の健康や体力、自己肯定感など |
| ふるさとを愛し、吉川に誇りを持った児童生徒 | ふるさととつながる力、地域に貢献したいという思いなど |

(6) 大切にしたい教育内容

ア 自分らしく豊かに生きていくための学び

多様な価値観の中から、自己実現に必要な学びを取捨選択し、自分らしく生きていく力の育成

イ 交流学习

前期課程及び後期課程の日常的な交流をはじめ、保護者や地域とのふれあいの充実

ウ 国際理解・英語教育

グローバル社会の進展を見据えた、コミュニケーション能力の育成及び英語教育の充実

エ ふるさと教育

豊かな教育資源（ひと、もの、自然等）を最大限に活用した体験的な学びの充実

※ウとエを合わせてグローバル（グローバル・ローカル）教育の視点を重視する。

(7) 効果的な教育課程の編成

子どもたちの心身の発達への早期化への対応や中学校段階への移行に際し、大きな環境変化の緩和を図る観点から、精神発達上のまとまりを意識した「4・3・2制」の考え方を導入するなど、どの学年段階の区切りにも対応できるよう施設整備を整えとともに、子ども達の発達段階に応じて効果的な教育課程を編成し実践します。

「4・3・2制」については法令による定めはありませんが、指導上の工夫として位置付け、小学校1年生～4年生の4年間、小学校5年生～中学校1年生（7年生）の3年間、中学校2年生（8年生）～3年生（9年生）の2年間で学年を区分し、それぞれに合った目標と学習指導や生徒指導等の指導上の重点を定め、教育活動を行っていくことができます。また、各ブロックの最高学年をリーダーとすることで、節目ごとに役割を持たせることができ、9年間を通して継続的に役割及び責任感を身に付けることなどが期待できます。

(8) 特認校制度の導入

特認校制度とは学校選択制の一つであり、従来の通学区域を残したままで、教育委員会が指定する特定の学校について、通学区域と関係なく、市内のどこからでも通学を認める制度のことです。

本制度の導入により、幅広い人間関係を創出し、多様な学びの実現や一定数の児童生徒の増加が見込めるなど、小規模校の課題解消に向けたメリットがあります。

豊かな教育資源を生かした吉川ならではの「魅力ある学校」を創ることで、市内からの就学希望者の受け入れを進めていきます。

第4章 設置する学校の整備方針

1 建設の基本方針

本市が目指す教育理念の実現に向け、吉川地域の特色を生かした魅力ある学校として吉川小学校と吉川中学校が統合した施設一体型の義務教育学校を建設整備し、令和12年度(2030年度)の開校を目指します。

施設一体型の教育環境は、幅広い人間関係にふれ、「協働する資質」や「社会性」等を効果的に育成したりすることができるなどの良さがあります。加えて、小・中学校の教職員が日常的に協働できる環境のため、9年間のつながりのある指導に取り組みやすくなり、子どもの実態に即した温かな見守りや支援が可能となるなどの効果が期待できます。

子どもたちにとって、「明日、また行きたい学校」とするため、また、そこに集う人々にとっても「生き生きと輝く学校」とするため、次の5つのコンセプトを重視しながら環境整備を進めていきます。

(1) 学びが広がる学校環境

児童生徒の日常的なふれあいを重視し、多様な学習形態に対応できるフレキシブルな環境を整備します。

- ・「4・3・2制」の導入など、多様な学年段階の区切りにも対応できる施設環境を目指します。
- ・学校全体を「学びの場」として捉え、学年の枠を越えて児童生徒が日常的に交流できる施設環境を検討します。
- ・将来の児童生徒数の変動や教育活動の変化などに対応可能な施設を目指します。

(2) 快適で利便性の高い学校環境

児童生徒がのびのびと過ごせる、快適で利便性の高い環境を整備します。

- ・児童生徒が活力あふれる学校生活を送るとともに、いつも安心してリラックスできるなど、心の居場所となる施設環境を目指します。
- ・心身ともに健康な学校生活に向け、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮し、快適性の確保に努めます。
- ・全ての人が円滑に学校を利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、バリアフリー施設として整備します。

(3) 地域への愛着と誇りを感じる学校環境

学校をより身近なものとし、地域を支え、地域に支えられる環境を整備します。

- ・学校を支援する活動(コミュニティ・スクール等)を行う人たちと児童生徒が交流できるエリアを確保し、地域の教育力を生かした学びを創造します。
- ・統合の経緯を踏まえ、学校への親しみや愛着を育むことのできる空間整備を検討します。

(4) 安心・安全な施設環境

全ての児童生徒が生き生きと元気に学ぶため、安心と安全に配慮した環境を整備します。

- ・不審者対策等の充実をはじめ、より高い防犯性を備えた機能的な施設環境を目指します。
- ・敷地内における徒歩、自転車、自動車、スクールバスの利用に係る動線に配慮するなど、安全な施設環境を確保します。
- ・災害時には児童生徒及び地域住民等の避難場所となることを想定し、地域防災拠点としての機能を確保します。

(5) 自然環境に配慮した学校施設

地球環境負荷への配慮とともに、次世代を担う子どもたちが五感で体感できる環境教育の場となる施設を整備します。

- ・外壁や窓の高断熱化、高効率照明や高効率空調機等の設備の導入などにより、省エネルギー化による維持管理費の縮減を目指します。
- ・環境教育と関連付けながら、児童生徒が再生可能エネルギーや地球環境について理解を深め、社会全体に貢献する意識の醸成を図ります。

2 施設概要

(1) 施設規模

小学校 8 学級（特別支援学級を含む。）及び中学校 5 学級（特別支援学級を含む。）を想定して設置します。

今後、開校予定時の学級数に応じた必要な建物の延床面積を検討しながら施設の在り方を決定していくこととなります。

| 区 分 | 学級数 |
|-----------|-------|
| 小学校（前期課程） | 8 学級 |
| 中学校（後期課程） | 5 学級 |
| 計 | 13 学級 |

(想定する学級数)

(2) 整備を予定する主な施設

| 区分 | 室名 | 備考 |
|-------|-----------------------------------|--------------|
| 教室 | 普通教室 | 前期 6、後期 3 |
| | 特別支援学級教室 | 前期 2、後期 2 |
| | 特別教室 | 理科室、音楽室、調理室等 |
| | 通級指導教室 | |
| | 図書室 | 自習スペース併設 |
| | 多目的室、オープンスペース | 多様な教育活動に活用 |
| 管理系施設 | 校長室、職員室、保健室、事務室、校務員室、職員更衣室、職員休憩室等 | |
| 運動施設 | 運動場、低学年用運動場、体育館、 | |

| | | |
|------|--|-------------------------------|
| | プール等 | |
| その他 | 多目的交流スペース | 大規模集会、発表会、ランチスペース、地域交流、統合資料展示 |
| | メモリアル交流ホール | |
| | 地域・保護者連携推進室 | 学校運営協議会、PTA |
| | サポートルーム | |
| | 会議室 | |
| | 相談室 | SC カウンセリング、教育相談 |
| | 進路指導室 | |
| | 児童生徒会室 | |
| 付帯施設 | 倉庫、教材庫 | |
| | 学童保育施設、給食調理場、駐車場、バスロータリー、バスドライバー待機所兼倉庫、防災施設等 | |

※ それぞれの用途に応じ、室数・面積を確保します。

※ すべての設備・機能を記載はしていません。

(3) 特色ある施設整備

①多目的交流スペース、メモリアル交流ホール

- ・ 異学年による交流学习をはじめ、保護者や地域との様々な交流活動にも対応できるよう整備します。
- ・ 学校統合や、統合前の各学校の歴史等に関する資料を展示します。

②地域・保護者連携推進室

- ・ 地域や保護者に開かれた利用を想定し、児童生徒と地域、保護者の交流を図る場として設置を検討します。また、学校運営協議会やPTAの活動等の拠点としても想定していきます。配置については、外部とのセキュリティを考慮します。

③スクールバスのロータリー及び駐車スペース

- ・ スクールバスの駐車スペースやロータリー、児童生徒の乗降場所を設置します。

第5章 学校用地及び整備スケジュール

1 学校用地の選定

学校用地は、検討すべき学校用地に関する状況を整理した「吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る学校用地8案の総合的な整理（資料1）」を基に検討を行いました。なお、「吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る検討すべき学校用地の評価シート（資料2）」は、資料1を作成するにあたり、根拠となる詳細の評価情報をまとめたものとなります。

検討の結果、「吉川総合公園」「広大地（福井、毘沙門、上松）」「吉川町公民館周辺」については、法的な規制や安全性、開校までの期間等において学校用地として活用していくには、非常に厳しいため除外しました。

検討対象となった「吉川小学校」「吉川中学校」「吉川高校」については、小中一貫校の学校用地として求められる諸条件について、様々な視点で検討を行いました。円滑な学校運営に必要な敷地の広さや建設期間中の教育活動への影響、開校までの期間等を考慮した結果、最終的には令和9年3月に閉校する「吉川高校」に建設することが最も適切と判断しました。

【理由】

・必要面積

小学校及び中学校の統合による施設一体型小中一貫校の設置に必要な敷地面積（約30,000㎡）を十分確保できる。

・教育活動への影響

工事期間における工事車両の往来や建設に係る騒音をはじめ、運動場や体育館などの施設の利用制限など教育活動への影響について配慮する必要がない。

・早期性

新たな土地の取得や造成が不要であり、既存の敷地内において早期に除却や建設に係る工事が可能である。

・利便性

県道17号線沿いに位置し、公共交通機関によるアクセスがよい。交通の要衝となっている「渡瀬」が最寄りのため、特認校制度の導入に際し、市内各地からの通学が比較的容易である。

・安全性

防災面における安全性が高く、浸水想定範囲外及び地すべり想定範囲外となっている。

吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る学校用地 8 案の総合的な整理

| | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 吉川小学校 (西側拡張) | <ul style="list-style-type: none"> ○防犯性が高く、通学に利点がある。 ○既存施設が比較的新しく、利活用の可能性があるため、建設費の抑制が期待できる。 ●必要な敷地面積が確保できないため、新たな用地買収と大規模造成が必要となる。 ●用地買収のほか、造成にかかる費用と開校までに時間がかかることが予想される。 ●工事期間中において教育活動への影響が懸念される。 |
| 2 | 吉川中学校 (拡張) | <ul style="list-style-type: none"> ○アクセスがよく、大規模造成が不要である。 ●必要な敷地面積(約 30,000 m²)が確保できないため、新たな用地買収が必要となるが、拡張場所によっては地すべり危険箇所に入る可能性がある。 ●校舎棟は築 65 年を迎えており、利活用は非常に難しい。 ●工事期間中において教育活動への影響が懸念される。 |
| 3 | 吉川高校 | <ul style="list-style-type: none"> ○アクセスがよく、必要な敷地面積を確保することが可能で、大規模造成が不要である。 ○工事期間中において教育活動への影響が出ない。 ○最も早い開校が見込まれる。 ●県の保有地のため、市の一存で判断できない。 ●既存施設は築 50 年を超えており、利活用には課題がある。 |
| 4 | 吉川総合公園 | <ul style="list-style-type: none"> ○必要な敷地面積を確保することが可能である。 ○工事期間中において教育活動への影響が出ない。 ●都市公園区域であるため、学校設置は基本的に不可である。 ●設置する場合は法的手続に加え、代替地を確保し公園機能の回復が必要となることから、用地買収のほか、造成にかかる費用と開校までに時間がかかることが予想される。 |
| 5 | 町内広大地① (福井) | <ul style="list-style-type: none"> ○必要な敷地面積を確保することが可能である。 ○工事期間中において教育活動への影響が出ない。 |
| 6 | 町内広大地② (毘沙門) | <ul style="list-style-type: none"> ●山林・原野の用地買収(多くの地権者との交渉、用地の境界画定、登記事務)のほか、造成にかかる費用と開校までに時間がかかることが予想される。 ●インフラ整備等(進入道路、浄化槽、調整池等)にかかる新たな費用が発生する。 |
| 7 | 町内広大地③ (上松) | <ul style="list-style-type: none"> ※福井・・・公共交通のルートに入っておらず、アクセスに課題がある。 ※毘沙門・・・地域の広範囲において土砂災害警戒区域が点在する。 ※上松・・・県道からの距離があるため、進入路整備に課題がある。 |
| 8 | 吉川町公民館 周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ○アクセスがよい。 ○工事期間中において教育活動への影響が出ない。 ●学校用地に想定した場合、「洪水・土砂災害ハザードマップ」における安全性(水害)に課題がある。 ●周囲に大きな建築物が多数あり、用地買収にかかる費用が大きくなる。 |

○適性が高い ●適性が低い

吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る検討すべき学校用地の評価シート

凡例：◎○△▲×

学校用地としての適性が高い← …… →適性が低い

| 大項目 | 小項目 | 検討のポイント | 1 | 2 | 3 |
|------------------|-----------------------------|---|-----------------|------------------|------------|
| | | | 吉川小学校 (西側拡張) | 吉川中学校 (拡張) | 吉川高校 |
| 1 安全性 (防災・防犯) | (1) 水害 | 水害時のリスク | ○ | ○ | ○ |
| | (2) 土砂災害 | 土砂災害時のリスク | ○ | ○ ※拡張場所によつては▲ | ○ |
| | (3) 地震 | 地震発生時(山崎断層帯+草谷断層が連動した場合の想定)のリスク | △ | △ | △ |
| | (4) 防災機能(立地) | 指定避難所としての機能性(立地面での検討) | ○ | ○ | ○ |
| | (5) 防犯性 | 不審者対策(茂みなどの隠れる場所が少ないか、人の目が多いか、夜間の明るさ等) | ◎ | ○ | ○ |
| 2 土地 | (1) 面積(有効活用面積) | より良い学びの実現に向けた必要面積の確保(必要面積は約30,000㎡と見込んでいる。) | × | ▲ | ◎ |
| | (2) 土地利用規制 | 土地利用に係る規制の有無とその内容 | △ | ○ ※拡張場所によつては▲ | ○ |
| | (3) 土地保有状況 | 土地買収の必要性とその広さ(買収に係る費用と交渉期間) | ▲ | △ | ○ ※県保有地 |
| | (4) 土地活用の利便性 | 土地の形状及び造成の必要性とその規模(造成に係る費用と工期) | ▲ | ○ | ○ |
| 3 通学・アクセス | (1) 通学の利便性(スクールバスの運行等) | スクールバスを利用する子ども数 スクールバスの最長乗車時間 スクールバスのルート別の乗車時間差 | ◎ | ○ | ○ |
| | (2) 隣接道路の状況(スクールバスの出入りの影響) | スクールバスの運行や乗降における周辺地域への配慮の必要性 | ▲ | ○ | ○ |
| | (3) 周辺施設へのアクセス | 図書館や公民館等公共性の高い施設へのアクセス状況 | ○ | ◎ | ○ |
| | (4) 地域住民のアクセス | 地域住民が公共交通等で来やすい場所にあるかどうか | ○ | ○ | ◎ |
| 4 開校までの期間 | | 想定される開校までの期間(できるだけ早い開校を目指す。) | △ | △ | ○ |
| 5 工事の影響 | (1) 教育活動への影響 | 工事による在校生の教育活動への影響(騒音、仮設校舎の要否、運動場利用制限、体育館利用制限、プール利用制限、部活動の制限等) | ▲ | ▲ | ○ |
| | (2) 隣接道路の状況(工事車両の出入りの影響) | 工事車両の出入りにおける周辺地域等への配慮の必要性 | ▲ | △ | △ |
| | (3) 国道、県道までの道路状況(工事車両のアクセス) | 工事車両が通る道路整備の必要性 | ○ | ○ | ○ |
| | (4) 騒音の影響と対策 | 防音壁設置等工事の騒音対策の必要性(工事費と工期に影響がある。) | ▲ | △ | △ |
| 6 既存施設 | (1) 既存施設利用可能性 | 既存施設の利用可能性 | ○ | ▲ | ▲ |
| | (2) 除却要否 | 既存施設の除却要否(除却費用と工事期間) | ○ | ▲ | ▲ |
| 補足・備考 | | | | | |

2 建設形態

吉川高校は、昭和49(1974)年に現在の校舎が建設され、現在50年を経過しています。校舎及び屋内運動施設等の設置に当たっては、構造物の老朽化の度合いやこれから求められる新しい時代の学びを実現する教育環境の整備等を考慮しながら、「既存施設の改修」又は「新築(建替え)」を検討していきます。

なお、施設整備の検討に当たっては、それぞれの事業費や将来計画などを踏まえ比較検討を行っていきます。

3 建設に関するスケジュール

| | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 令和9年度 (2027年度) | 令和10年度 (2028年度) | 令和11年度 (2029年度) | 令和12年度 (2030年度) |
|----------------------|-------------------|---|--|-------------------|-------------------|---|--------------------|---|
| 基本構想 | |  | | | | | | |
| 基本計画 基本設計 実施設計 | | |  | | | | | |
| 校舎棟建設工事 グラウンド整備 | | | | | |  | | |
| 校舎供用開始 | | | | | | | |  |

市の上位計画・関連計画との関係

基本構想と上位計画・関連計画との整合性を図る必要があることから、市の上位計画・関連計画となる「三木市総合計画」や「三木市教育大綱」等での位置付けや関連性について総合的に整理しました。

| 計画名称 | 本事業に関連する主な内容 |
|---------------------------|---|
| 三木市総合計画 | 基本計画第1章 柱(2) 枠組み(施策)① ア 子どもの人口減少を見据えつつ、変化の激しい社会の中にあっても前向きに生き抜いていくための力を育む教育環境をめざし、学校再編と小中一貫教育を進める。 |
| 第3期三木市創生計画 人口ビジョン・総合戦略 | 第5章 2 (4) 人口減少、少子高齢化に伴う学校再編に対応するため、小学校から中学校までの義務教育9年間を一体的に捉えて学びを積み上げる小中一貫教育を全校で進める。施設の整備については、まず吉川地域に施設一体型小中一貫校の建築を進める。 |
| 三木市公共施設等総合 管理計画 | 第1章 2 公共施設等を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、長期的かつ総合的な視点に立ち、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現することを目的とするもので、公共施設等の「質」「量」「コスト」の最適化を図る。 |
| 第3期三木市教育大綱 | V 3 (2) 子どもたちの教育に適正な児童・生徒数の確保に努め、より望ましい教育環境を整備する。 |
| 第3期三木市教育振興 基本計画 | 第3章 重点目標Ⅱ 施策5 今後の児童生徒数の推移を見据え、市全体で小中一貫教育を行う学校への再編について研究を進める。 第4章 2 施策(1) ④ 本市の学校の将来像として示している施設一体型の小中一貫教育を行う学校への再編については、ふるさとに根ざした魅力と特色ある教育内容、地域との協働、特認校制度、コミュニティ・スクール等のソフト面や、用地の確保、施設の設計及び建設等のハード面の研究及び検討を進めます。小学校の統合を進めてもなお小規模であるという課題が残る吉川地区の学校については、スケジュールを作成して施設一体型の小中一貫教育を行う学校の設置に向けた取組を進める。 |
| 三木市こども計画 | 第4章 基本方針4 (2) ③ 学校・家庭・地域が連携・協働した「地域とともにある学校園づくり」を進め、子どもたちを地域全体で育てる機運を高める。 |

| | |
|-----------|--|
| 三木市環境総合計画 | <p>第5章 5. (1)</p> <p>学校での環境教育・環境学習の実施</p> <p>学校における「環境体験事業」や「自然学校推進事業」など、体験型の学習を実施し、子どもたちの環境への理解を促します。また、各教科や総合的な学習の時間を活用して環境に対する児童の意識を高めると同時に、環境学習ソフト「うちエコキッズ」を活用した授業の実施など、学習内容の充実を図ります。さらに、教職員が環境データや環境学習教材を環境教育の場で活用できるよう、関係機関の連携を強化する。</p> |
| 三木市地域防災計画 | <p>第2章 第2節 2-12 1.</p> <p>学校を地域防災拠点として位置付け、施設の耐震・耐火性の強化及び通信手段の確保等防災機能を備えた施設整備を図る。</p> |

吉川地域における施設一体型小中一貫校基本構想（案）

令和7年7月

三木市教育委員会

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

電話：0794-82-2000（代）